

～寄附をされた皆さまへ～

個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

◎ 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

- 個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けることができます。
- また、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除もあわせて受けることができます。
- なお、所得税の確定申告をされずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとされる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村への申告によることもできます。

※ 個人住民税（税率10%）とは、個人県民税（税率4%）と個人市町村民税（税率6%）を合わせたものです。

◎ 個人住民税の寄附金税額控除額

$\text{税額控除額} = (\text{寄附金}(\text{※1}) - 2\text{千円}) \times \text{税率}(\text{※2})$

※1 総所得額金額等の30%を限度

※2 県・市町村双方が指定した寄附金・・・10%（個人県民税・個人市町村民税から控除）

県が指定した寄附金・・・・・・・・・・ 4%（個人県民税から控除）

市町村が指定した寄附金・・・・・・・・・・ 6%（個人市町村民税から控除）

◎ 申告にあたっては、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書等が必要です。

- 確定申告を行うには、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）を添付する必要があります。
- また、一部の特定公益増進法人（学校法人等）に対して寄附をした場合には、「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付する必要がありますので、どちらも大切に保管しておいてください。

◎ 寄附をした翌年の1月1日に富山県にお住まいであれば富山県で寄附金税額控除を受けることができます。

- 寄附をした時点で富山県にお住まいでない場合でも、寄附をした翌年の1月1日に富山県にお住まいの方は、個人県民税からの（市町村が指定している場合は個人市町村民税からも）寄附金税額控除を受けることができます。
- 一方、寄附した翌年の1月1日前に富山県外へ転出された方は、転出先の地方団体（都道府県や市区町村）において当該法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、寄附金税額控除を受けることはできません。

◎ 個人市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金については、お住まいの市町村にお問合せください。

- 個人県民税・個人市町村民税は各市町村で個人住民税として課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は、県・市町村がそれぞれ条例で指定しています。
- 個人市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金については、お住まいの市町村個人住民税担当課にお問合せください。

※ この案内は富山県が条例で指定した控除対象寄附金を支出された皆さまにお配りしております。